

徳島税務署からのお知らせ

詳しくは、徳島税務署 (☎088・622・4131)
または国税庁ホームページ (www.nta.go.jp)
をご覧ください。

申告と納税はお早めに！

税 目	申告・納付期限	振替納税の方の口座振替日
所得 税	3月15日(金)	4月22日(月)
個人事業者の消費税 および地方消費税	4月1日(月)	4月24日(水)
贈 与 税	3月15日(金)	口座振替は利用できません

☆納期限内に最寄りの金融機関で納付を済ませてください。
☆振替納税をご利用の方は、確実に残高の確認をしてください。

申告書はご自分で書いて、できるだけ郵送などで提出してください。

申告相談会場は「アステイとくしま」徳島市山城町東浜傍示1

期 間	受付時間	駐車料金
1月16日(水)～1月31日(木) 2階第6会議室(本年のみ) 2月1日(金)～3月15日(金) 3階第2特別会議室 (土・日・祝日を除く。ただし、2月24日および3月3日の日曜日は確定申告の相談・申告書の受付を行います。)	午前9時～ 午後4時 ※午後4時以降は、受付できません。	1日200円 ご理解とご協力をお願いします。

上記期間は、徳島税務署庁舎内に申告相談会場を設けておりません。ご注意ください。

さあ！ ネットで申告 ^{イー}e-Tax ^{タックス} 24時間いつでも利用可能

1 国税庁ホームページから電子申告

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax(電子申告)を利用して提出することができます。

2 最高3,000円の税額控除

平成24年分の確定申告を本人の電子証明書を付して申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます。(平成23年分以前の申告で受けた方は受けられません。)

3 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票などは、提出または提示を省略することができます。(確定申告期限から5年間、書類の提出または提示を求められることがあります。)

4 還付金がスピーディー

e-Taxで申告された還付申告は、早期処理しています。(3週間程度に短縮されます。)

～ 贈与税の申告がe-Taxでより便利に ～

平成24年分の申告から、e-Taxを利用して「確定申告書等作成コーナー」で申告書を作成し、作成したデータを送信できるようになりました。

公的年金を受給されている方へ

平成23年分の確定申告から公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

- 所得税の還付を受ける方、確定申告書を提出することが要件とされている特例を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。
- 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳しいことは、市税務課市民税担当(☎32・3821)までお尋ねください。